

事業別損益計算書を必要としない組合を対象にした様式例

法人名 _____
所在地 _____

損 益 計 算 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

(単位:千円)

(三 事業費用の部)		(一 事業収益の部)	
科目	金額	科目	金額
I 医療保健事業費用	××	I 医療保健事業収益	××
II 販売事業費用		II 販売事業収益	
売上原価		売上高	
(1)期首棚卸高	××	(1)売上高	××
(2)当期仕入高	××	(2)受取手数料	××
(3)期末棚卸高	△××	其他販売収益	××
販売費		(1)〇〇〇収入	××
(1)〇〇〇費	××	(2)〇〇〇収入	××
(2)〇〇〇費	××	計	×××
計	×××		
III 施設事業費用		III 施設事業収益	
施設減価償却費	××	受取施設利用料	××
施設借入支払利息	××	施設負担金収入	××
施設費	××	減価償却負担金収入	××
計	××	利子負担金収入	××
		計	××
IV 保管・運送事業費用		IV 保管・運送事業収益	
保管費	××	受取保管料	××
運送費	××	受取運送料	××
計	××	計	××
V 検査・試験・開発事業費用		V 検査・試験・開発事業収入	
検査費	××	受取検査料	××
試験研究費	××	受取試験料	××
研究開発費	××	試験開発負担金収入	××
計	××	計	××
VI 福利厚生事業費用		VI 福利厚生事業収益	
親睦会費	××	福利厚生事業参加料収入	××
慶弔費	××		
計	××		
VII 〇周年記念事業費用		VII 〇周年記念事業収入	
記念式典費	××	記念事業参加料収入	××
記念出版物費	××	〇周年記念事業積立金取崩	××
記念祝賀会費	××	記念事業雑収入	××
計	××	計	××
VIII 貸倒引当金繰入	××		
事業費用合計	×××	事業収益合計	×××
事業総利益金額又は事業総損失金額	×××		

(四 一般管理費の部)		(二 賦課金等収入の部)	
科目	金額	科目	金額
IX 一般管理費		VIII 賦課金等収入	
人件費		賦課金収入	××
(1) 役員報酬	××	参加料収入	××
(2) 職員給料	××	負担金収入	××
(3) 福利厚生費	××	賦課金等収入合計	×××
(4) 退職金	××		
(5) 退職共済掛金	××		
(6) 退職給付費用	××		
(7) 役員退職金	××		
業務費			
(1) 教育研究費	××		
(2) 研究開発費	××		
(3) 新聞図書費	××		
(4) 旅費交通費	××		
(5) 通信費	××		
(6) 会議費	××		
(7) 消耗品費	××		
(8) 事務用品費	××		
(9) 印刷費	××		
(10) 器具備品費	××		
(11) 支払手数料	××		
(12) 関係団体負担金	××		
(13) 交際費	××		
(14) 賃借料	××		
(15) 支払保険料	××		
(16) 水道光熱費	××		
(17) 修繕費	××		
(18) 車両費	××		
(19) コンピューター関係費	××		
(20) 償却費	××		
(21) 雑費	××		
諸税負担金			
(1) 租税公課	××		
(2) 消費税等	××		
一般管理費合計	××××		
事業利益金額又は事業損失金額	×××		

(六 事業外費用の部)		(五 事業外収益の部)	
科目	金額	科目	金額
X 事業外費用		IX 事業外収益	
支払利息	××	受取利息	××
手形売却損	××	受取外部出資配当金	××
為替差損	××	為替差益	××
創立費償却	××	協賛金収入	××
繰延消費税等償却	××	加入手数料収入	××
貸倒損失	××	事業経費補助金収入	××
雑損失	××	過怠金収入	××
寄付金	××	雑収入	××
貸倒引当金繰入	××		
事業外費用合計	×××	事業外収益合計	×××
経常利益金額又は経常損失金額	×××		
(八 特別損失の部)		(七 特別利益の部)	
科目	金額	科目	金額
XI 特別損失		X 特別利益	
固定資産売却損	××	固定資産売却益	××
固定資産除却損	××	補助金収入	××
固定資産圧縮損	××	貸倒引当金戻入	××
災害損失	××	未払法人税等戻入	××
前期損益修正損	××	前期損益修正益	××
減損損失	××	特別積立金取崩	××
その他特別損失	××	その他特別利益	××
特別損失合計	×××	特別利益合計	×××
税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額	×××		
XII 税等			
法人税等	××		
法人税等調整額	××		
税等合計	××		
当期純利益金額又は当期純損失金額	×××		

(注)「二 賦課金等収入の部」の「賦課金収入」については、連合会において生じ得る(法第104条)。労働者協同組合には生じない。